

来院と面会制限の一部緩和について

新型コロナウイルス感染防止のための来院と面会制限を5月18日より以下の通り一部緩和します。ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 PICU、NICU、産科病棟の面会

面会禁止を解除いたしました。

2 県外在住の患者ご家族の来院、面会

特別警戒都道府県在住の方のみ、長野県内に来られてから2週間経過するまでは原則として来院、面会はできません。

5月18日からの来院と面会制限は以下の通りです

1 来院と面会いただける方

保護者、配偶者・パートナーの方のみ

ご兄弟、祖父母等上記以外の方は来院、面会はできません。

2 面会できる時間

平日の7時から19時までは面会できます。

(PICUのみ11時から15時までになります。)

夜間(19時から翌日7時まで)及び土日、祝祭日は来院、面会できません。ただし、付き添い許可証をお持ちの方や特に当院が必要と認めた場合のみ許可(特別許可証)いたします。

令和2年5月18日

長野県立こども病院長